

(仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設新築工事
工事請負契約約款 特記事項 (案)

(趣旨)

第1条 この特記事項は、工事請負契約約款について必要な事項を補うものとする。

(用語の定義)

第2条 この特記事項において用いる用語の定義は、工事請負契約約款、プロポーザル説明書及び技術協力業務委託特記仕様書で用いる用語の例によるものとする。

(合意文書の確認)

第3条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、既に以下の合意文書を締結済みである。

- ・〇〇年〇〇月〇〇日付
「(仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設新築工事 技術協力業務に関する基本協定書」
- ・〇〇年〇〇月〇〇日付
「(仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設新築工事 技術協力業務に関するパートナーシップ協定書」
- ・〇〇年〇〇月〇〇日付
「(仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設新築工事技術協力業務委託契約書」（以下「技術協力業務委託契約書」という。）
- ・完成した実施設計の設計責任は、甲が別途契約した「(仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設新築工事实施設計業務委託」の受注者が負う。しかしながら、上記の経緯から、乙の技術提案で、甲により採用された技術提案を実施設計に反映させる等のため、乙が確認申請上のその他の設計者となった場合は、乙も実施設計への関与度合いに応じた設計責任を負うものとする。また、乙が提出した技術提案書又はその技術情報に瑕疵があった場合は、その瑕疵が原因となり発生した設計の瑕疵については乙が責任を負うものとする。

(契約範囲)

第4条 (仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設新築工事技術協力業務に係る公募型プロポーザル公告時に配布された資料及び質疑回答等（以下「公告時配布資料等」という。）のうち、実施設計を経て実施設計図書に反映された事項又は本契約締結までに甲乙が書面で合意した事項で、施工段階に関係するものは、本契約内容に含まれるものとする。ただし、公告時配布資料等の記載の事項のうち、その後、技術協力業務委託契約書の締結等により文書で合意した内容については、合意した内容が公告時配布資料等の内容より優先するものとする。

(技術提案の履行の報告)

第5条 技術提案及び技術協力提案のうち、甲が採用を決定し、実施設計を経て設計図書に反映された事項で施工段階に関係するものは、本契約に基づき履行されるものとする。

2 乙は、前項の事項の履行状況について、工事期間中の甲が指定する時期及び工事完了時において、甲に報告しなければならない。

(補助金申請等に関する協力)

第6条 甲が国庫補助金等の申請を行う場合等においては、乙は、甲の要請に応じて事業費等に関する資料を作成し、必要に応じて申請等に関する協力を行うものとする。

(技術提案が不履行となった場合の措置)

第7条 乙が第5条第1項に定める事項を正当な理由なく履行しない場合、甲は、乙に対し、当該事項の履行又は代替措置について協議を求め、必要に応じて是正を指示することができる。

2 前項によってもなお乙の債務不履行が解消されず、甲に損害が生じた場合は、甲は、工事請負契約約款その他本契約に基づき、乙に対して損害の賠償を請求することができる。